# 航空法

## I. 案内情報

① 手続名：外国航空機の国内航空有償運送の許可

② 手続根拠：航空法第１３０条ただし書（航空法施行規則第２３４条）

③ 手続対象者：外国籍航空機により有償で本邦内の各地間において航空の用に供しようとする者

④ 提出時期：使用開始予定期日の１０日前までに提出

⑤ 提出方法：航空法施行規則第２３４条各号に掲げる事項を記載した申請書を作成し、国土交通省航空局航空局航空ネットワーク部国際航空課へ提出してください。

⑥ 手数料：なし

⑦ 添付書類・部数：なし

⑧ 申請書様式：特になし

⑨ 記載要領・記載例：提出先となる国土交通省航空局航空局航空ネットワーク部国際航空課にお問い合わせください。

## II. 窓口情報

① 提 出 先：国土交通省航空局航空ネットワーク部航国際航空課 03-5253-8111

② 受付時間：原則 平日１０：００～１７：００

③ 相談窓口：提出先に同じ

## III.手続情報

① 審査基準：航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間(平成６年空総第１７７号)

② 不服申立方法：(行政不服審査法の規定による)